

奈良県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年八月十日県営土地改良事業（県営農地環境整備事業山添地区岩屋工区）の換地処分をした。

平成二十八年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾